

ラオス投資ガイドブック 2020

(2020 年 3 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビエンチャン事務所

ビジネス展開・人材援部 ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責条項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が One Asia Sole Co.,Ltd. と共同で作成し、2020年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部・ビジネス展開支援課
E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所
E-mail: LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1章	企業登録後の義務違反に対する措置について	1
(1)	年次報告を行うことなく、これまで事業活動を行っていない場合	1
(2)	企業登録後90日以内に事業活動報告を関連当局に行わない場合、または年次報告を行わない場合	1
(3)	事業許可証または投資許可証を取得していない場合	2
(4)	資本金が未振り込みの場合（外国人投資家の場合）	2
(5)	株主リストの未提出の場合	2
(6)	企業看板を設置していない場合、適切でない会社名を使用している場合、会社閉鎖後も看板を外さない場合	2
(7)	事業許可書または投資許可証のコピーを関連当局に提出していない場合	3
第2章	外国人トレーダーの貿易上の権利に関する商工大臣合意	4
第3章	ラオスにおけるコンサルタント会社設立申請書受理一時停止の解除について	6
第4章	企業登録申請手続き改善点のまとめ	7
1.	会社設立手続きにおける改善された項目について	7
1)	会社（事務所）住所登録証明証の取得 → 不要	7
2)	会社定款の財務省での登録 → 不要	7
3)	納税者番号（TIN）の取得 → 簡略化	7
4)	税務署による納税に関するオリエンテーション → 不要	7
5)	VATシステムへの登録 → 不要	8
6)	社印使用証明書の取得 → 簡略化	8
7)	企業看板の内容承認取得 → 不要	8
2.	会社設立に必要な三つの手続きについて	8
1)	ERCの取得：10営業日以内	8
2)	社印の取得：5営業日以内	8
3)	社会保障基金への加入手続き：2営業日以内	8
第5章	輸出入可能木材製品リストの更新について	10
第6章	商品、燃料およびガス輸入販売業者に対する倉庫管理に関する財務省通知	16
第7章	商業銀行法の改正	17
第8章	ラオスにおける仮想通貨に関する規定について	18
1.	中銀通達の概要	18
2.	現状・今後の動向	19

第9章 決済システム法について	20
1. 自動資金決済システム (ACH)	20
2. ACH 管理事業者	21
3. 決済システム事業管理局 (=ラオス中央銀行)	21

ラオス投資ガイドブック 2020

第1章 企業登録後の義務違反に対する措置について

2019年2月1日から施行されている「企業登録に関する商工大臣合意 第23号」により、企業登録時における関連当局による審査項目や必要書類が大幅に削減されることになり、会社設立にかかる煩雑な手間は解消されつつある。他方、企業設立後に会社に義務付けられている会社の活動報告や事業許可取得に関する規定に関して、これまでは運用上、緩やかに適用、執行していた状況であったが、それらを見直し、2019年11月6日付「企業登録後の会社に課せられる義務違反に対する措置ガイドライン第1556号」（以下、「ガイドライン」）が発行された。結論として、企業のコンプライアンス遵守に関する取締りが強化されたことにより、各社におけるコンプライアンス監視および遵守体制を強化することが重要となったといえる。その施策の内容について次のとおり、共有する。

商工業省は、会社設立後に合法的に会社が運営されているか管理することを目的として、同ガイドラインを発行した。このガイドラインでは、定められた義務を怠った場合に対する関連当局によって講じられる措置を規定している。すでに2019年1月以降に企業登録証が発行された会社から順に、商工業省の管理するウェブサイト上で、これらの措置の対象となる会社が毎月100社前後リストアップされ公開されている。同省企業登録管理局は、すでに60数社を Abandoned Enterprise List（AEL：実在しない会社リスト）に移行している（2020年2月末時点）。

本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

(1) 年次報告を行うことなく、これまで事業活動を行っていない場合

前提として、企業登録後90日以内に、規定のフォームに従い報告書を提出し、また年次活動報告書を提出する必要がある（2019年9月9日付 企業登録管理事業に関するフォームの使用に関する告示 第1206号）（各種フォームは www.ned.gov.la に掲載あり）。

本義務を果たさない場合には、商工業省企業登録管理局ウェブサイト（www.ned.gov.la）および Facebook サイト上で、企業名等を公開し、期限内の改善を求める（最大60日以内）と同時に一時活動停止を命じる。期限を過ぎても、正当な理由なく、解決を図らない場合、当局は、永久的活動停止を当該企業に対して命じる。永久的活動停止を受けた企業は、実在しない会社として、「Abandoned Enterprise List（以下、「AEL」）」に5年間登録され、その後、会社法第72条に則り、企業登録情報は完全に抹消されると規定されている。

(2) 企業登録後90日以内に事業活動報告を関連当局に行わない場合、または年次報告を行わない場合

商工業省企業登録管理局ウェブサイト（www.ned.gov.la）および Facebook サイト上で、企業名等を公開し、期限内の改善を求める（最大60日以内）と同時に一時活動停止を命じる。

正当な理由がある場合は、関連当局に申し出て、改善に関する覚書を交わす必要がある。

(3) 事業許可証または投資許可証を取得していない場合

前提として、企業登録証とは別に、事業分野により事業許可証（事業ライセンス）や投資許可証を取得する必要がある。

本義務を果たさない場合には、商工業省企業登録管理局ウェブサイト（www.ned.gov.la）および Facebook サイト上で、企業名等を公開し、期限内の改善を求める（最大 60 日以内）と同時に一時活動停止を命じられる可能性がある。正当な理由なく解決を図らない場合、実在しない会社として、上述の AEL に 1 年間登録され、その後、会社法第 72 条に則り、企業登録情報は完全に抹消される。正当な理由がある場合は、関連当局に申し出て、改善に関する覚書を交わす必要がある。

(4) 資本金が未振り込みの場合（外国人投資家の場合）

前提として、企業登録証および企業印の取得後、ラオス国内の商業銀行に銀行口座を開設し資本金を振り込み、中央銀行から資本金輸入証明書を取得する必要がある（ラオス投資ガイドブック 2016 第 2 章（12 ページ）参照）。

本義務を果たさない場合には、商工業省企業登録管理局ウェブサイト（www.ned.gov.la）および Facebook サイト上で、企業名等を公開し、期限内の改善を求める（最大 60 日以内）。正当な理由なく、投資奨励法第 53 条（一般事業の資本の輸入）および会社法第 177 条（一人会社の場合の出資および株の譲渡）に従わない場合は、当局は、活動一時停止措置を命じられる可能性があり、正当な理由がある場合は、関連当局に申し出て、改善に関する覚書を交わす必要がある。

(5) 株主リストの未提出の場合

前提として、資本金入金確認後、株券および株主リストを発行する必要がある。株券は、企業登録後 30 日に以内に発行し、株主リストはコピーを企業登録証の発行元へ提出することが会社法で規定されている（会社法第 106 条、112 条）。そのため、株主リストに変更が生じた場合は、その都度または 1 年に 1 回、遅くとも 12 月 25 日までに通知する必要がある。

本義務を果たさない場合には、商工業省企業登録管理局ウェブサイト（www.ned.gov.la）および Facebook サイト上で、企業名等を公開し、期限内の改善を求める（最大 60 日以内）。正当な理由なく、会社法第 112 条（株主登録リスト）の規定に従わない場合、当局は、会社登録情報の変更は認めない。正当な理由がある場合は、関連当局に申し出て、改善に関する覚書を交わす必要がある。

(6) 企業看板を設置していない場合、適切でない会社名を使用している場合、会社閉鎖後も看板を外さない場合

前提として、企業看板については、企業名を記載した看板の設置が義務付けられている（詳細は、ラオス投資ガイドブック 2019 第 3 章（9 ページ）参照）。なお、企業看板は、これ

まで情報文化観光局に企業看板の設置許可が必要であったが、2018年11月26日付告示にて、許可は廃止され、企業登録証があれば作成可能となっている。

本義務を果たさない場合には、会社法第216条（看板の未設置または不適切な会社名の使用）および第218条（会社閉鎖後の看板の使用）の罰則規定に従い、以下の通り、罰金を科すと規定されている。

<第216条> （通知後7日以内に改善しない場合）1回につき20万キープの罰金

<第218条> 50万キープの罰金

(7) 事業許可書または投資許可証のコピーを関連当局に提出していない場合

本義務を果たしていない場合には、企業登録証の発行元に申し出て、期限内に許可書のコピーを提出することについて覚書を交わす必要がある。

第2章 外国人トレーダー¹の貿易上の権利に関する商工大臣合意

ラオス国内で事業活動をする場合、特定の条件を除いて²は、原則、企業登録をすることが義務付けられている。しかしながら、国内産業強化と輸出促進のために、商工業省は、2019年6月5日付「外国人トレーダーの貿易上の権利に関する商工大臣合意 第062号」において、ラオス国内への商品の輸入、国外への商品の輸出が可能となる特別な許可書を世界貿易機構（WTO）加盟国の外国人トレーダーに対して発給することを決定している。非居住者である外国人トレーダーが同許可書を取得することにより、ラオス国内に法人を設立しなくても、商品の輸出入が可能となる。特に、外国人がラオスの商品、商材を輸出することを推進することを目的としていると考えられ、輸出促進のための手段として効果的であると判断する。

以下の条件に該当する外国人トレーダーに対して許可証が発給されるが、その要件を次のとおり、紹介する。

- ▶ 外国人トレーダーが企業登録している国の法律に従い、事業を行っている個人および法人
- ▶ 商業および金融業にかかわる犯罪歴や訴訟歴がないこと（訴訟中でないこと）。
- ▶ WTO加盟国の外国人トレーダーであること。

また、同許可書の発給に必要な書類は以下のとおりである。

- ▶ ラオス商工業省輸出入局が規定する申請書
- ▶ 外国人トレーダーのパスポートまたは企業登録証の写し（会社登記事項証明書）
- ▶ 外国人トレーダーの住所登録証または会社の住所登録証明書（会社登記事項証明書）
- ▶ 無犯罪証明書
- ▶ 委任状（上記申請書類の提出を自身で行わない場合）

申請書類一式は、英語とラオス語で準備する必要があり、外国人トレーダーの国のラオス大使館、領事館または、ラオスにある外国人トレーダーの国の大使館または、領事館より公証を受ける必要がある。

同証明書を保有する外国人トレーダーは以下の権利が付与される。

- ▶ 外国人トレーダー権利証明書に規定された商品を輸出入する権利
- ▶ 外国人トレーダー権利証明書の一時使用停止、内容更新・修正、取消および失効する権利

¹ 同通知では、「Foreign Traders」と英語が併記されており、非居住者で、ラオスで企業登録をせずに、外国でビジネスをする個人および法人と解釈される。

² 2014年商工業省通達によれば、次の場合においては、法人設立が不要となっている。

① 家族経営（農業、手工業分野）、② Petty Trader（1日の売り上げが10万キープ（約11ドル）以下の商人等、③ 季節経営

そのため、①から③以外で、ラオス国内でサービス提供する場合、法人を設立しなくてはならないと解されている。

- ▶ 国内トレーダー（ラオス国内で事業活動を行い国内で販売する許可を得ているラオス国籍および外国人の個人および法人）から購入した商品を輸出する権利、国内トレーダーへ販売する商品を輸入する権利

商品の輸出入にかかる通関を含めた一連の手続きについては、ラオス法に則る必要があり、留意が必要である。

第3章 ラオスにおけるコンサルタント会社設立申請書受理一時停止の解除について

ラオスでは、企業登録時に承認されたコンサルティング業務の範囲を超えてビジネスを展開している会社が多く存在することが問題となっており、実務において、その業務範囲の厳格化が進んでいた。しかしながら、状況が改善されないことから、2017年8月28日付で、商工業省より、コンサルタント会社（全分野）として会社を新規で設立することを一時的に認めない（特別に会社設立を認める関連省庁からのレターがある場合は除く）という内容の通達（第1964号）（以下、「通達」という）が発出されていた。

同通達には、一時停止期間は明示されていなかったが、2019年8月26日付「コンサルタント業の企業登録の一時停止の解除に関する告示 第1810号」において、約2年ぶりに一時停止を解除する通知が発出された。そのため、コンサルティング業での進出が比較的容易になったといえる。

これまでは、コンサルタント会社を含め、商工業省が管轄する分野においては、企業登録申請をする場合、どの分野であっても、事業許可を取得する必要はなく、企業登録が完了後に、事業を実施することが可能であった。

今回、一時停止の解除がなされたが、一部の分野によっては、企業登録証取得後に、事業許可証を別途取得することが義務付けられており、注意が必要である。

具体的にどの分野のコンサルティング業がどの省庁から事業許可を取得する必要があるかは、明確に示されていないため、専門家または当局に確認すべきと考える。

一例を挙げれば、物流業務に関するコンサルティング業務の場合、公共事業運輸省(局)より事業許可を取得する必要があることが2016年7月5日付で通知されており、コンサルティング業務の内容に応じて、慎重に確認および検討を行うことが肝要である。

第4章 企業登録申請手続き改善点のまとめ

2018年2月1日より施行されているラオスの投資環境改善に関する首相令が発行され、その後、2年間の経過した。残念ながら、ラオス政府が重要視していたビジネス環境ランキングは、いまだに154位（2019年）と低迷したままである。この2年間、会社設立にかかる煩雑な手続きを改善する法令が多く発行されているが、法令と実務が乖離している部分も多く存在している。計画投資大臣は、ワンストップサービスを効率的に機能させるべく、職員が不足している部署は増員し、実力不足の職員については、そのポジションから解任すること等を明言しており、事態を非常に重く受け止めている。

これまで、投資環境改善に関連する法令は、関連政府機関に向けて発行されたものが多く、投資家は、その手続きの全容を把握することが難しい状況にあったが、今回、商工省事務局は、2020年1月29日付で、国内外の投資家に宛てて「事業開始手続き 第0115号」を発行した。同通知により、この2年間で改善された手続きが、以下のとおり明確になったため、紹介する。運用も同様に改善することを期待する。

1. 会社設立手続き³における改善された項目について

下記の7項目において、手続き自体が不要となり、簡略化されている。

1) 会社（事務所）住所登録証明証の取得 → 不要

これまでは、会社の所轄住所内の村役場で、会社事務所予定地の住所証明を取得していたが、その手続きが不要となった。

2) 会社定款の財務省での登録 → 不要

これまでは、会社設立時に定款を企業登録管理局へ提出する必要があったが、提出の義務がなくなり、その後の財務省国庫管理局への登録も不要となった。

3) 納税者番号（TIN）の取得 → 簡略化

これまでは、企業登録証（以下、ERC）が発行された後、納税者番号（以下、TIN）を別途取得する必要があったが、ERCの発行と同時にTINも発行されるようになり、ERCの中にTINが印字された状態でERCが発行されるようになり、TINの取得が簡略化されている。

4) 税務署による納税に関するオリエンテーション → 不要

TIN取得後、付加価値税（VAT）登録完了後に、納税に関するオリエンテーションを税務署にて受講することが義務付けられていたが、この手続きが不要となった。

³ 会社設立手続きとは、具体的には企業登録証（ERC）を取得するための申請手続き指し、事業許可証取得のための申請手続きは含まれないとしている。

5) VAT システムへの登録 → 不要

TIN 取得後に、税務署にて VAT 登録を別途する必要があったが、不要となった。

6) 社印使用証明書の取得 → 簡略化

これまでは、社印発行後、社印登録証明書および社印使用証明書をそれぞれ取得する必要があったが、これらの証明書が社印登録証 1 枚に集約され、簡略化されている。

7) 企業看板の内容承認取得 → 不要

会社設立後、情報文化観光局から企業看板の内容について許可を得て、企業看板を作成する必要があったが、許可を取得が不要となり、会社独自の判断で、看板を作成することが可能となった。

2. 会社設立に必要な三つの手続きについて

会社設立に含まれる三つの手続きにかかる所要日数は、以下のとおり、法律またはガイドライン上で明記されている。その内容は次のとおりである。実務的には、以下のスケジュールでは発行されていないと理解しているが、今後関連法令またはガイドラインの通りに処理されることを期待する。

1) ERC の取得：10 営業日以内

(2019 年 1 月 29 日付 企業登録に関する合意 第 0023 号)

2) 社印の取得：5 営業日以内

(2018 年 10 月 2 日付 企業印の管理と発行に関する治安維持省大臣合意 第 1784 号)

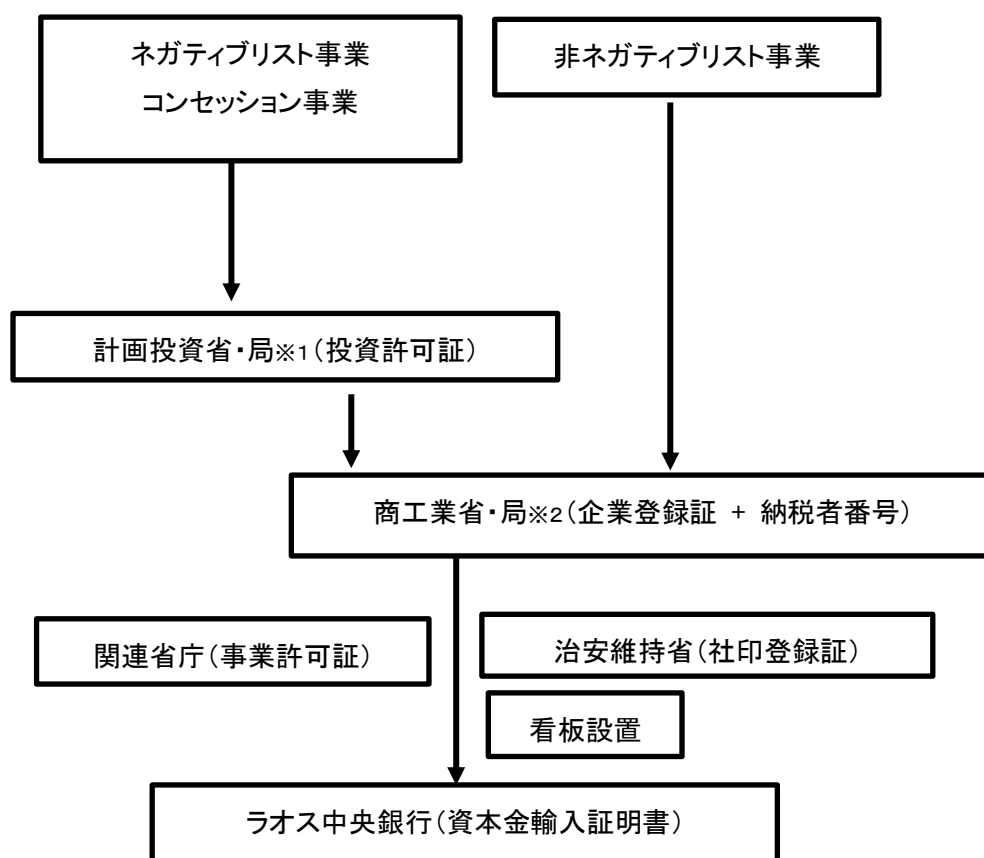
3) 社会保障基金への加入手続き：2 営業日以内

(2019 年 3 月 23 日付 改正社会保障法の実施に関するガイドライン 第 1206 号)

今後、政府の関連組織が、投資家に対して、上記 2 で記載した、不要となった手続きを強要するようなことがあった場合は、企業登録管理局に報告することで、各組織の上層部が、問題の解決を図ることが義務化されることになった。

図1 会社設立の流れ

(駐在員事務所の設立は、投資ガイドブック 2019 第 1 章を参照、特別経済区内での会社設立は、投資ガイドブック 2016 第 11 章、2019 年第 2 章を参照)



※1 計画投資省もしくは都・県計画投資局投資ワンストップサービス室へ申請

※2 外資企業の支店および登録資本金が 5 億キープ以上の会社は、商工省企業登録管理局へ、それ以外は都・県商工局へ申請

第5章 輸出入可能木材製品リストの更新について

大規模な伐採や近隣諸国への違法な輸出の急増を背景に、2016年に「木材伐採・木材輸送・木材ビジネスの管理と監督の厳格化に関する首相令第15号」が発令されて以降、未加工・半加工の木材製品の輸出は原則として禁じられている（経緯・経緯については、投資ガイドブック2018第4章、投資ガイドブック2019第9章を参照）。

その後、規制が緩和され、2018年1月3日付けで「輸出可能木製品リストの承認にかかる商工業省大臣合意第2号」（投資ガイドブック2018第4章参照）が発行され、続いて、その改正版が、2019年8月1日付で発出されている。背景としては、違法伐採業者や輸出者の取締りがある程度進展したこと、外貨を確保するための手段としての木材輸出業を一定程度、規制を緩和し、当該産業を促進したい点が考えられる。

今回の改正により、植林木のうち、ユーカリ、アカシア、ゴムの木、チークに関しては、加工の有無を問わず輸出することが可能となった。また、沈香は木片と粉末の形態に加えて、ひき立て材も輸出可能となり、規制が緩和されている。改正版リストでは、旧リストと同様、木材の種類別に3種類に分類されているが（リスト1：植林木製品、リスト2：天然木製品、リスト3：ラタン・竹製品）、植林木製品に関しては、規制が緩和された木材の種類を植林木製品として記載されている。以下に、各リストを示す。

輸出可能木材リスト（改訂版）		
HSコード	リスト内番号	表1：輸出用植林木製品リスト
44.03～ 94.04	1.1	ユーカリ、アカシア、ゴムの木およびチーク材
		ユーカリ、アカシア、ゴムの木およびチーク材は、加工の有無を問わない
	1.2	沈香
		沈香は木片と粉末の形態、ひき立て材
	1.3	1.1 および 1.2（ユーカリ、アカシア、ゴムの木、チーク材および沈香）に含まれない植林は、同リスト内の輸出用「天然木」製品のリスト内で規定される加工および形状に従って輸出すること。

表2：輸出用天然木製品リスト

2.1 輸出用天然木製品リスト（禁止材、特別材および管理材1、2、3）						
HSコード	リスト内番号		最大サイズ（cm）			旧リストからの追加点サイズ変更
			厚み	横	長さ	
44.01	1	ブリケットおよびペレット				
4401.22.00	1.1	ブリケット				
4401.31.00	1.2	ペレット				
4402.90.90	2	練炭				
	2.1	白炭				
	2.2	オガ炭				
3802.10.00	2.3	活性炭				新規追加
4409.29.00	3	寄木の床材およびフローリング材				
	3.1	寄木の床材				
	3.1.1	単層の床材	≤2.5	≤20	≤100	
	3.1.2	FJL床材	≤2.5	≤20	≤100	
	3.1.3	直張用床材	≤2.5	≤50	≤50	
	3.2	床材				
	3.2.1	OPC(一枚物) 無垢材	≤3	≤20		厚み新規追加
	3.2.2	ユニフローロング材	≤3	≤40		厚みおよび横新規追加
	3.2.3	FJLフローリング材	≤3	≤40		
	3.3.4	エンジニアリングウッド	≤3	≤40		厚みおよび横新規追加
	3.2.5	外用ウッドデッキ材	≤3	≤50	≤50	
	3.3	壁・天井パネル				
	3.3.1	V型天井パネル	≤1.5	≤20	≤400	
	3.3.2	FJL天井パネル	≤1.5	≤20	≤400	
	3.3.3	エンジニアリングパネル	≤1.5	≤20	≤400	
	3.3.4	丸太パネル	≤3.5	≤20	≤400	
3.4	フィンガージョイント材	≤5	≤10	≤600		
	4	合板				
44.10	4.1	木くず合板	≤5	≤122	≤244	

44.11	4.2	中質繊維板	≤5	≤122	≤244	
	4.3	繊維版				
4412.99.00	4.4	ベニヤ板	≤5	≤122	≤244	
4412.94.00	4.5	角材	≤5	≤122	≤244	
4412.94.00	4.6	積層ボード	≤5	≤122	≤244	
4412.99.00	4.7	机上用積層板	≤5	≤10	≤600	
	5	木製雑貨品				
4414.00.00	5.1	絵画、写真の額縁および鏡の 枠				
4415.00.00	5.2	木製のケース、ボックス、 容器および類似の収納箱、 木製ドラム、				
4415.00.00	5.2.1	木箱、籠、丸タンク (収納するもの)				
4415.20.00	5.2.2	木製パレット、トレイ、お盆、 整理棚、木製ラック				
4416.00.10	5.3	木製の樽、桶				
4416.00.90	5.3.1	桶				
	5.3.2	樽				
4417.00.90	5.4	工具の持ち手				
4417.00.10	5.4.1	箒、ブラシの持ち手、 木製工具				
	5.4.2	シューキーパー、靴の木型				
	6	木製建具				
4418.10.00	6.1	窓				
	6.1.1	窓枠（組み立て、分解）	≤6	≤12	≤250	
	6.1.2	窓	≤3.5	≤100	≤250	
4418.20.00	6.2	ドア				
	6.2.1	ドア枠（組み立て、分解）	≤8	≤20	≤250	厚みおよび 横新規追加
	6.2.2	ドア	≤4.5	≤100	≤250	
	6.2.3	台所用ドア	≤3	≤50	≤80	
4418.50.00	6.3	屋根材	≤2.5	≤20	≤50	
4418.71.00	6.4	垣根	≤2.5	≤15	≤180	
4418.72.00	6.5	モザイクフローリングパネル	≤3	≤150	≤150	
4418.72.00	6.6	小角材	≤9	≤9	≤450	
	6.7	小角材	≤3	≤12	≤200	

	6.8	階段				
	6.8.1	水平階段板	≤3.5	≤30	≤200	長さ新規追加
	6.8.2	垂直階段板	≤2.2	≤22	≤200	長さ新規追加
	6.8.3	階段の桁	≤5	≤20	≤400	新規追加
	6.9	手すり子				
	6.9.1	丸型手すり子			≤120	
	6.9.2	角形手すり子	≤12	≤12	≤120	
	7	木製工芸品				
4419.00.00	7.1	テーブルウェア・キッチンウェア				
	7.2	まな板				
	7.2.1	まな板（長方形）	≤5	≤30	≤50	
	7.2.2	まな板（円形）	≤5			
	7.2.3	まな板（正方形）	≤5	≤30	≤30	
4420.10.00	7.3	木工工芸品、彫刻品、				
	7.3.1	一枚板の彫刻（90%以上の彫刻）	≤5			横と長さの制限解除
	7.3.2	彫刻された切り株または木のこぶ（70%以上の彫刻）				新規追加
	7.3.3	彫刻を施した木彫品（70%以上の彫刻）				新規追加
4421.10.00	7.4	ハンガー				
4421.90.10	7.5	ミシンの糸巻き				
4421.90.20	7.6	マッチの軸木				
4421.90.94	7.7	爪楊枝				
4421.90.99	7.8	数珠、鉛筆				
	7.9	木製楽器				
	8	木製家具				
9401.61.00	8.1	ソファ				
9401.61.00	8.2	椅子（完成品・組立式）				
9403.60.10	8.3	木製テーブル（完成品）				
9403.60.10	8.3.1	多規格の木製テーブル（完成品・組立用）				
9403.60.10	8.3.2	一枚板丸テーブル（直径 120 cm以下）	≤5			

9403.00.00	8.4	多規格のキャビネット (完成品・組立用)				
9403.30.00	8.5	ベッド (完成品・組立用)	≤2.5	≤20	≤200	厚み、横、 長さ新規 追加
		床板	≤3	≤30	≤200	
		ベッドのサイド、フッド、 ヘッド、脚				
		脚柱	≤12	≤12	≤60	
		ヘッドボード	≤12	≤12	≤120	
9403.40.00	8.6	木製装飾品				
9403.50.00	8.6.1	事務用木製家具				
	8.6.2	台所用木製家具				
	8.6.3	寝室用木製額				
	8.7	切り株を使用した木製家具製 品				新規追加
	8.8	天然木の一枚板を使用した テーブル	≤10	≤140	≤400	新規追加
2.2 輸出用天然木製品リスト(管理木 1, 2, 3)						
44.09		屋外用フロアデッキおよび トラックのボディー材				新規追加
	1.1	屋外用フロアデッキ				
	1.1.1	滑り止め防止付きフロアデッ キ	≤4	≤15	≤450	
	1.1.2	S4S, E4E フロアデッキ	≤4	≤15	≤450	
	1.2	トラックのボディー材				
	1.2.1	トラックのクロス	≤6	≤15	≤250	
	1.2.2	トラックの床材	≤5	≤15	≤650	
	1.2.3	側板	≤5	≤15	≤300	
備考						
—	同表は、硬質材、軟質材、禁止材、特別材および管理材 1, 2, 3 が含まれる。 ワシントン条約 (CITES) で規制されている木材は除く。					
—	禁止材、特別材および管理材 1, 2, 3 は、定期的に農林水産省より発行され る法令に準ずる。					
—	CITES には、絶命危惧種の植物または動物も含まれる。					

表3：輸出用竹・ラタン製品リスト

HSコード	リスト内番号	品名	最大サイズ（cm）			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
9403.81.00	1	竹・ラタン製品				
	1.1	ラタン製品				
	1.1.1	ラタン製家具				
	1.1.2	ラタン製編製品				
	1.1.3	その他 ラタン製品 完成品				
	1.2	竹製品				
	1.2.1	竹製家具・装飾品				
	1.2.2	竹製編製品				
	1.2.3	その他 竹製品				
	1.2.4	細い竹				新規追加

第6章 商品、燃料およびガス輸入販売業者に対する倉庫管理に関する財務省通知

輸入された商品の通関、納税、倉庫管理を徹底するために、財務省は商品、燃料およびガス（以下、関連商品）を輸出入、国内で販売する業者（商品等の生産・加工業および組み立て業も含む）（以下、関連会社）に対して 2019 年 5 月 30 日付けで「商品、燃料およびガス倉庫管理通知 第 1626 号」を発出した。しかしながら、同通知は不明瞭な表現が多かったため、その後、第 1626 号のガイドラインとして、2019 年 12 月 18 日付けで、第 5029 号が発行されている。また、同通知は、既存の業者にも適用されるものである。ここでは、基本的な方針（通関手続き、税金、手数料の規定は除く）のみを解説する。

原則、輸入された商品については、脱税、密輸等を防止する観点から、倉庫を介さず設置場所へ運ぶことおよび顧客に販売することは、禁止されている。これに伴い、自らの倉庫を保有しない（倉庫がない状態でこれまで事業を実施してきた）場合には、税務当局は、商工業省に対して、以降 3 カ月間、輸入の一時停止を命じる。この間、すでに取得している輸入許可は取り消されることはない。

この 3 か月の間に、倉庫を保有できない場合、更に 3 カ月の延長が認められる。それ以降、倉庫を保有しない場合は、輸入許可が取り消される可能性がある。もっとも、自らの倉庫を保有した後に、輸入許可申請を行うことが可能である。

同通知では、同通知発行後、準備期間として最大 6 カ月の準備期間が規定されているが、倉庫の基準については、商品を管轄する関連省庁の規定に従うと規定されており、詳細については、関連省庁に確認する必要がある。他方、関連会社は、税務当局長宛に、倉庫に入庫することができない関連商品について、その理由について説明した要請書を提出することで、例外的に、入庫を免除される場合もあると規定されている。

下記条件に照らし合わせ審査し、免除の可否をその都度判断する。

- ▶ 関連商品に対する税金の申告等が適切であることが税務当局によって評価できること
- ▶ 壊れやすいまたは質が劣化しやすい関連商品
- ▶ 数量など検品することが容易である関連商品（車両上で検品可能）
- ▶ 公共サービス事業に使用する関連商品
- ▶ その他の条件で、財務大臣が合意した関連商品

以上、No1626 号で規定する倉庫を所有していない場合、同規定に違反する場合、1 回目は警告指導がなされ、2 回目の警告でも改善がみられない場合は、税務当局は、税関に対して、該当関連会社の ID ナンバーおよび通関パスワードが取り消すように指示を出すとしているので、留意が必要である。

第7章 商業銀行法の改正

2019年度において、13年ぶりに商業銀行法が改正され、2019年6月7日に官報に掲載、15日後に施行されている。なお、既存の商業銀行の改正法への移行期間は、施行後2年間となっている。商業銀行の新規会社設立に関する改正点は以下のとおりである。

2006年に施行された旧商業銀行法では、商業銀行の最低登録資本金は、1,000億キープ(約12億円)、外国の商業銀行の支店は500億キープ(約6億円)と定められていた。その後、2009年9月24日に「商業銀行の最低登録資本金および外国の商業銀行支店の最低資本金の増額に関する同意」が発行され、商業銀行は、1,000億キープ(約12億円)から3,000億キープ(約37億円)へ、支店は、500億キープから1,000億キープ(約12億円)へ増額されている。今回の改正では、さらに商業銀行の最低登録資本金が3,000億キープから5,000億キープ(約63億円)へ、外国の商業銀行支店の最低登録資本金が1,000億キープから3,000億キープ(約37億円)へ増額されることになった(改正商業銀行法第12条)。

また、ラオス中央銀行から2019年8月(第752号)と10月に発行された通知(第566号)において、既存の商業銀行および支店については、5年間以内に増額を完了させることとしている。具体的には、2019年9～12月の間に最低20%以上増加させること、2020～2023年は、毎年12月までに20%増加させることが規定されている。資本金は、現金でも、現物出資でもよいが、現物出資の場合、投下する総資本金額の10%以下とし、中央銀行の合意のもと、評価会社に査定してもらう必要がある。また、不動産または/および動産は、商業銀行の活動に必要であること、不動産は、ラオス国内に存在しなければならないと規定されている(改正商業銀行法第12条)。

なお、ラオス中央銀行より、2014年5月21日付「中央銀行商業銀行管理局告示 第356号」および2017年5月18日付「ラオスにおける金融関連事業に関する事業ライセンスの発行一時停止」が発行され、後者については、2019年2月まで新規会社設立のための申請書は受理しないことが通知されている。しかしながら、許可を得ないまま金融業を行っている会社(特に、マイクロファイナンス事業者)がいまだ多く存在し、法令等を整備すべき状態に直面している。このような状況のため、2019年2月以降も、中央銀行は、金融業の事業申請書を受理しない方針を継続しており、いつ解除になるのか不明な状態が続いている。金融関連事業でのラオス進出を計画されている投資家は、中央銀行での情報収集や交渉、折衝が必須である。

第8章 ラオスにおける仮想通貨に関する規定について

昨今、ラオス国内外から e コマースに関連する投資や事業者が増えており、決済システムに関する法整備が進められている。隣国タイにおいては、すでに、仮想通貨を定義する法律が制定され、仮想通貨交換業者のライセンス制度が導入されているが、ラオスにおいては、仮想通貨を規定する法令は存在しない。タイの経済、社会、文化等の影響を受けやすいラオス社会において、仮想通貨のネガティブな影響が懸念されている。

そこで、ラオス中央銀行（以下、中銀）は、2018年8月29日付で仮想通貨は合法的に認められた通貨でも、決済手段でもなく、誰の管理下にもなく、さまざまなリスクが存在するため、投資や売買に関しては、事前に十分に情報収集する必要があると、国民に対して、注意喚起を出している。

また、ラオス国内の金融業者に対して2018年10月30日付で仮想通貨への投資、売買に関する勧告（以下、中銀通達）が出されている。金融業者に対する中銀通達の内容を以下に示す。

1. 中銀通達の概要

運営・発行主体が明確であり、法定通貨の代替として世界中で普及している「電子マネー」という類似の概念をうたい文句に、仮想通貨を使用した商品の代金およびサービス料の支払いの受入れや仮想通貨への投資、売買または仮想通貨に関連したビジネスへの勧誘を目的とした広告が出始めたことをきっかけに、中銀より通達が発出された。

中銀は、当局の管理下にあるすべての金融業者に対して、仮想通貨に関連した取引禁止事項を以下のとおり規定している。

- ア) 自身または顧客の利益のための仮想通貨への投資または売買を禁止する。
- イ) 自身が提供するサービスの一環として、仮想通貨交換業を行うことを禁止する。
- ウ) 仮想通貨取引所（Platform）の構築または仮想通貨関連取引の仲介役となることを禁止する。
- エ) 顧客によるクレジットカード等を介した仮想通貨の購入を禁止する。
- オ) 顧客に対して、仮想通貨への投資もしくは取引の勧誘または、仮想通貨に関連する相談業務を行うことを禁止する。

また、上記以外に、金融業者は、仮想通貨取引に使用することを目的とした口座の開設に加担することにならないよう、顧客の身元情報確認および顧客管理を徹底するように注意を促している。また、仮想通貨に関する広告において、金融業者の名前や商標が無断で使用されることで、多大なる損失を被る可能性についても指摘している。

2. 現状・今後の動向

ラオス政府とタイの商業銀行との合弁銀行である **Joint Development Bank** は、同中銀通達が出された翌日に、別途、仮想通貨に関する取引は一切行わないことを公表している。また、2019年7月22日付でラオス中央銀行より「仮想通貨とは何か？ 仮想通貨の詐欺にあわないために」という解説も出ている。

以上のように、国民が仮想通貨の取引を行うことを明確に禁止する規定はなく、注意喚起を促す程度にとどまっているのが現状であり、今後、ラオス政府がどのような規制を整備するのか、その動向に注目していく必要がある。

第9章 決済システム法について

ラオス、特に首都ヴィエンチャンは、スマートフォンの普及スピードが速く、また、銀行に口座を保有する人が比較的多いため、e-wallets や QR コードを使用した決済サービスを提供する商業銀行（国有銀行、合弁銀行、民間銀行、外国銀行支店、外国銀行の現地法人等）が増加している。

例えば、ラオス大手国有銀行である Banque Pour Le Commerce Exterieur Lao Public (BCEL)は、BCEL One という独自のアプリを開発し、公共料金（水道代、電気代、電話代、各種通信料）を一括で支払えるサービスを数年前より提供している。また、国内外から e コマースに関連するビジネスも増えており、決済システムに関する法整備が喫緊の課題となっている。なお、e コマースに関する法律は現在起草段階にあり、商工業省は早ければ 2020 年月中旬に商工業省大臣合意として発布する準備を進めている。2018 年 4 月 23 日より、ラオスでは決済システム法（以下、決済法）が施行されている。決済法では、決済の形態を次の三つに分類している（同法第 10 条）。

- ア) 即時グロス決済システム(Real Time Gross Settlement)
- イ) 自動資金決済システム(Automatic Clearing House、以下、「ACH」)
- ウ) 証券決済システム (Securities Settlement System)

2019 年 4 月 1 日に発行された「自動資金決済システムに関する合意 (No293/BOL) (以下、合意)」は、ACH 管理者に関する条件等について、決済法を基礎に詳細を規定している。

1. 自動資金決済システム (ACH)

合意では、ACH を以下のとおり定義する（同合意第 2 条）。ACH とは、「サービス利用者とのネットワークシステムであり、小切手、送金、電子マネーおよびクレジット・デビットカード等により、支払い、振替および振込を実施するための小口決済システム」を指す。

ACH は、次の 3 種類から構成されている（同合意第 5 条）。

- ア) ACH サービス利用者間の送金システム(Inter-Institution Fund Transfer System)
- イ) カード決済ネットワーク(Payment Card Network)
- ウ) 口座振替システム (Settlement System)

2. ACH 管理事業者

ACH 管理者として事業を行うためには、以下の条件を満たす必要がある（同合意第 11 条）。

- ア) ラオス国内で登記した法人であること（ただし一人会社は除く）。
- イ) 既存の会社がある場合は、ACH 管理事業を目的とした別の金融機関および別法人を設立すること（ただし、口座振替システム管理業は、商業銀行が事業の一つとして実施することが可能）。
- ウ) 最低でも株主の一人は、ラオス国籍者およびラオス居住者であり、全株式の 10% 以上を保有すること。
- エ) 最低でも取締役⁴の一人は、ラオス国籍者およびラオス居住者であること。
- オ) 3 年間の事業計画を提出すること。

また、決済法第 28 条では、決済システム管理事業者⁵（以下、決済事業者）の条件として経済的安定性、最先端で安全な技術を有していることが求められるほか、外国の決済事業者がラオスで事業を行う場合は、ラオス国内の決済サービス事業者との合弁会社であることが定められている。

各種類の登録資本金は、以下のとおりである（同合意第 12 条）。

- ア) ACH サービス利用者間の送金システム：100 億キープ（約 1 億 2,000 万円）
- イ) カード決済ネットワーク：100 億キープ（約 1 億 2,000 万円）
- ウ) 口座振替システム：400 億キープ（約 4 億 8,000 万円）

複数の決済サービス事業を実施する場合は、各種規定された登録資本金の内、いずれか高いほうを準備する必要がある。また、登録資本金総額の少なくとも 70% は現金で出資することが求められる（同合意第 12 条）。

3. 決済システム事業管理局（=ラオス中央銀行）

ラオス中央銀行が、決済システム事業を統括しており、事業許可証を発行する。中央銀行は、事業申請書を完全に受理してから 45 日以内に事業許可の発行可否を検討しなくてはならない（同合意第 13 条）。

事業許可証は 5 年間有効であり、更新する場合は、満期日の 45 日前までに更新申請を始める必要がある（同合意第 14 条）。

⁴ 取締役、執行役員またはそれと同等の職位の者または ACH 事業におけるすべての権原を有する管理監督者と定義される（同合意第 3 条）

⁵ 決済システム管理事業者とは、決済システム内における清算および決済(Clearing and Settlement)を実施する管理者と定義される。即時グロス決済システム管理者は、ラオス中央銀行(以下、中銀)であり、政府および中銀発行の債権の売買を管理する。自動資金決済システム管理事業者は、商業銀行、または中銀から許可を得た法人と定義される（決済法第 30 条）